

## 排水設備工事技術基準新旧対照表（令和2年11月改訂）

・書体のみの修正・様式の差し替え等は省略

頁	新	旧										
<b>第2章 排水設備の設計</b>												
53	<p>3. 1. 2 排水系統</p> <p>屋外排水設備の排水系統は、第1章で述べたように公共下水道の排除方式に合わせなければならない。本町は分流式の排除方式をとっており、汚水管へ雨水流入があると下水道の流下能力の低下や処理施設での処理機能が十分に発揮できなくなる。また、雨水管の汚水流入によって公共用水域の水質悪化を招くことになるため、汚水管と雨水管の誤接続がないよう十分注意しなければならない。</p> <p><u>さらに、屋外に設置されている立水栓、電気給湯器、空調等の排水については汚水管へ接続しなければならない。なお、汚水管に接続する屋外排水設備は、原則、雨水が混入しないようにしなければならない。</u></p>	<p>3. 1. 2 排水系統</p> <p>屋外排水設備の排水系統は、第1章で述べたように公共下水道の排除方式に合わせなければならない。本町は分流式の排除方式をとっており、汚水管へ雨水流入があると下水道の流下能力の低下や処理施設での処理機能が十分に発揮できなくなる。また、雨水管の汚水流入によって公共用水域の水質悪化を招くことになるため、汚水管と雨水管の誤接続がないよう十分注意しなければならない。</p>										
<b>第4章 排水設備に関する制度と事務手続</b>												
95	【図 4-1 差し替え】											
97	<p>2. 2. 2 工事完了時に必要な書類</p> <p style="text-align: center;">表 4-2 工事完了時必要書類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>工事完了時必要書類</th> <th>必要な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>工事検査チェックシート</u></td> <td><u>責任技術者が行う工事検査</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>提出部数は、各書類とも1部</p>	工事完了時必要書類	必要な場合	(省略)		<u>工事検査チェックシート</u>	<u>責任技術者が行う工事検査</u>	<p>2. 2. 2 工事完了時に必要な書類</p> <p style="text-align: center;">表 4-2 工事完了時必要書類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>工事完了時必要書類</th> <th>必要な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提出部数は、各書類とも1部</p>	工事完了時必要書類	必要な場合	(省略)	
工事完了時必要書類	必要な場合											
(省略)												
<u>工事検査チェックシート</u>	<u>責任技術者が行う工事検査</u>											
工事完了時必要書類	必要な場合											
(省略)												
97	<p><u>2. 2. 4 工事検査チェックリストの提出</u></p> <p><u>給水装置工事主任技術者が行う工事検査について、適切に施工されているか東員町が確認するため、給水装置工事主任技術者は表 4-3 の工事検査</u></p>											

	<u>チェックリストを記入・押印した上で、東員町へ工事検査完了時に提出する。</u>	
98	【表 4-3 追加】	
101	【排水設備等工事設計図 差し替え】	
108	2. 2. <u>5</u> 公共ますの設置に関する事務手続	2. 2. <u>4</u> 公共ますの設置に関する事務手続
110	3. 1. <u>5</u> 融資あっせんの条件 融資あっせんの条件は、表 4-4 に示す内容としている。 表 4-4 融資あっせんの条件	3. 1. <u>5</u> 融資あっせんの条件 融資あっせんの条件は、表 4-2 に示す内容としている。 表 4-2 融資あっせんの条件
<b>第5章 参考資料</b>		
168	東員町下水道排水設備指定工事店規則（抜粋） <u>令和元年12月13日規則第30号</u> （指定工事店の指定） 第3条 条例第7条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している下水道工事店とし、町長が指定工事店として指定するものとする。 （1）～（3）（省略） （4） 次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者（法人にあつては、代表者）が <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合</u> イ 工事業者（法人にあつては、代表者）が <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合</u> ウ 工事業者（法人にあつては、代表者）が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過し	東員町下水道排水設備指定工事店規則（抜粋） <u>平成24年4月19日規則第15号</u> （指定工事店の指定） 第3条 条例第7条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している下水道工事店とし、町長が指定工事店として指定するものとする。 （1）～（3）（省略） （4） 次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合</u> イ 工事業者（法人にあつては、代表者）が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない場合 ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

<p>ない場合</p> <p><u>エ</u> 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p><u>オ</u> 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合</p> <p><u>カ</u> 法人であつて、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合（工事の施行）</p>	<p><u>エ</u> 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合</p> <p><u>オ</u> 法人であつて、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合（工事の施行）</p>
--	--